

現行計画の考え方

国

【策定根拠】

地球温暖化対策の推進に関する法律

第19条第2項

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

【努力義務の市に求められる対応】※参考：策定マニュアル

地域特性に応じて、計画に盛り込む内容を絞り込み、

- ・ 利用しやすい再生可能エネルギーの利用促進
- ・ 国民運動「COOL CHOICE」の促進（啓発）
- ・ 環境教育の着実な推進

等に重点化することが想定される。

第40条

地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会を組織することができる。

草津市

【位置付け】

- ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、実行計画（区域施策編）。
- ・ 「草津市環境基本計画」に基づく、行動計画。
- ・ 「愛する地球のために約束する草津市条例※」の取組をより確かなものとする計画。

※貴審議会に答申いただいた内容を踏まえ、「緩和策」だけでなく、「適応策」についても取組を推進する条例にすべく手続き中

【温室効果ガス（CO₂）排出量からみる地域特性】参考：滋賀県推計資料
平成23年度をピークに温室効果ガス（CO₂）総排出量は減少傾向である。排出部門別にみると、業務部門および家庭部門において、排出割合は増加傾向である。

【基本的な考え方】

「愛する地球のために約束する草津市条例」を推進するため、多くの市民・事業者・団体・市等が主体的にまたは協働して参加する「草津市地球温暖化対策市民運動」の構築を目指している。

【目標の考え方】

草津市の温室効果ガス排出量については、全国や滋賀県のデータを按分して推計しており、市の取組成果が温室効果ガス排出量に反映されにくくなっているため、独自の排出削減目標を設定せず、国や県の排出削減目標の達成に寄与することを目標としている。なお、基本方針に基づく施策から中心となる重点アクションを定め、重点アクションごとに数値目標を設定して評価を実施している。

【推進体制】

地域協議会「草津市地球冷やしたい推進協議会」を組織して推進。その協議会規約第3条において、協議会は「本計画の見直しに関すること」を1つの事業としている。なお、協議会は、市民・事業者・団体・行政のメンバーで構成している。

※現在の協議会員数73者

次期計画の方針（令和3年度～令和6年度の4年間）

実行計画に対する本市の基本的な考え方を継承しつつ、地域特性に応じた市民目線で身近なことからできる温室効果ガスの排出抑制の「緩和策」に加え、気候変動の影響に備える「適応策」に取り組み、「脱炭素社会への転換」に向けた「草津市地球温暖化対策市民運動」の構築を目指す。